

教育委員会提出議案

第8号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては」及び「これらの期間を」を削る。

第5条第1項中「第8号まで」を「第9号まで」に改め、「2分の1日」の次に「とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の1日」を加え、同項中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

第5条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第5条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤

務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改め、同条第5項中「受けた時間」の次に「、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加える。

第14条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1（第4条関係）

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、零とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和2

5年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第5条第4項の規定を適用する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。
- 4 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

(説明)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等及び人事委員会勧告に基づく所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第24条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第25条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>第1号から第6号まで (略)</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、<u>基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6箇月間</u>（以下<u>これらの期間を</u>「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>第8号から第12号まで (略)</p> <p>第2項 (略)</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条</p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第24条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第25条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>第1号から第6号まで (略)</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日以前6箇月間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>第8号から第12号まで (略)</p> <p>第2項 (略)</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条</p>

及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

(新設)

(新設)

(9) (略)

(10) (略)

及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)～(7) (略)

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) (略)

(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(12) (略)

(13) (略)

第2項から第3項まで (略)

- 4 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(支給日)

第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

- (1) 3月に支給する期末手当にあっては3月15日
- (2) 6月に支給する期末手当にあっては6月30日

第2項から第3項まで (略)

- 4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(支給日)

第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

- (1) 6月に支給する期末手当にあっては6月30日
- (2) 12月に支給する期末手当にあっては12月10日

(3) 12月に支給する期末手当にあつては12月10日

第2項 (略)

別表第1 (第4条関係)

欠勤等日数		割合
<u>基準日が3月1日又は6月1日で基準日が12月1日である場合 ある場合</u>		
<u>12日未満</u>	23日未満	100分の100
<u>12日以上17日未満</u>	23日以上33日未満	100分の90
<u>17日以上22日未満</u>	33日以上43日未満	100分の80
<u>22日以上27日未満</u>	43日以上53日未満	100分の70
<u>27日以上32日未満</u>	53日以上63日未満	100分の60
<u>32日以上42日未満</u>	63日以上83日未満	100分の50
<u>42日以上52日未満</u>	83日以上103日未満	100分の30
<u>52日以上</u>	103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間(週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、零とする。

第2項 (略)

別表第1 (第4条関係)

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間(週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、零とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第4項の規定を適用する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

4 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。